

**分割基準に関する申告誤り事例
(調査で判明した事例)**

平成31年3月

福井県税事務所

目 次

事例 1	役員（監査役・非常勤役員）が従業者の数に含まれていなかった事例	1
事例 2	人材派遣会社からの派遣労働者が従業者の数に含まれていなかった事例	1
事例 3	病休・産休・育休等の休職者が従業者の数から除かれていなかった事例	2
事例 4	事業年度の途中で事務所等の新設・廃止があった場合に、従業者数の補正が行われていなかった事例	2
事例 5	他社への出向者を従業者数に含めていた事例 他社からの出向者を従業者数に含めていなかった事例	3
事例 6	事務所等の数の算定が誤っていた事例	3
事例 7	事務所等の新設・廃止があった場合に、事務所数の算定が誤っていた事例	4
事例 8	設置期間 6 か月以上の現場事務所を事務所等の数に含めていなかった事例【H31.3 追加】	5

参考条文凡例

- 「法」・・・地方税法
- 「令」・・・地方税法施行令
- 「規則」・・・地方税法施行規則
- 「通知」・・・地方税法の施行に関する取扱について（道府県税関係）

事例 1**役員（監査役・非常勤役員）が従業者の数に含まれていなかった事例**

法人事業税、法人住民税（道府県民税）法人税割は、事務所または事業所（以下、「事務所等」という。）のある都道府県において課されます（法 24 ①、法 72 の 2①）。

複数の都道府県に事務所等を有する法人は、課税標準額の総額を一定の基準で分割して関係都道府県ごとの分割課税標準額を算定します（法 72 の 48①）。この一定の基準を分割基準といいます。

法人住民税（道府県民税）法人税割の場合、分割基準は従業者の数を使用します（法 57 ②）。また、法人事業税の場合、法人の業種ごとに使用する分割基準が定められていますが、例えば、製造業では従業者の数を使用します（法 72 の 48③）。

分割基準における従業者とは、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払を受けるべき者をいいます（規則 6 の 2 の 2①）。すなわち、実際の給与の支払の有無に関わらず、給与の支払を受けるべき労務等を提供している者が対象となります。具体的には、役員（監査役・非常勤役員を含みます。）も、従業者の数に含まれます（通知 9 の 1（4）イ）。

役員のうち、監査役や非常勤役員が従業者の数に含まれていない事例が多く見受けられました。申告の際にはご注意ください。

事例 2**人材派遣会社からの派遣労働者が従業者の数に含まれていなかった事例**

分割基準の従業者とは、原則として当該事務所等に勤務すべき者で、給与等の支払を受けるべき者をいいます。勤務形態や実際の給与等の支払の有無に関わらず、給与等の支払を受けるべき労務等を提供している者を含みます（規則 6 の 2 の 2①）。

派遣労働者の場合、給与等を支給するのは派遣元法人ですが、勤務すべき事務所は派遣先法人です。よって、派遣労働者は、派遣を受けた法人の従業者数に含める必要がありません（通知 9 の 1（1）、（2））。

派遣労働者が従業者数に含まれていない事例が多く見受けられました。申告の際にはご注意ください。

事例 3	病休・産休・育休等の休職者が従業者の数から除かれていなかった事例
-------------	---

事業年度末時点で1月以上勤務していない場合は、従業者の数に含みません。

病気欠勤者、産前産後休業取得者、育児休業取得者および組合専従者等で、連続して1月以上の期間にわたって本来勤務すべき事務所等に勤務しない者は、従業者の数に含みません（通知9の1(3)エ）。

なお、連続して1月以上の期間にわたるかどうかの判定は、事業年度（法人住民税の場合は「算定期間」と読み替える。以下、同じ。）の末日現在によるものですが、事業年度の末日現在においては1月に満たない場合であっても、翌事業年度を通じて判定すれば1月以上の期間にわたると認められる場合においては、連続して1月以上の期間にわたるものとし（通知9の1(4)ウ）。

休職者が従業者数から除かれていない事例が多く見受けられました。申告の際にはご注意ください。

事例 4	事業年度の途中で事務所等の新設・廃止があった場合に、従業者数の補正が行われていなかった事例
-------------	--

事業年度の途中で事務所等の新設・廃止があった場合は、従業者数の補正が必要です。

① 年度途中で事務所等を新設した場合

当該事業年度の終了の日現在における従業者数(A)に、当該事業年度の月数(B)に対する当該事務所等が新設された日から当該事業年度終了の日までの月数(C)の割合を乗じて計算します（法57③I、法72の48⑤I）。

$$\text{計算式} \quad (A) \times \frac{(C)}{(B)}$$

② 年度途中で事務所等を廃止した場合

当該廃止の日の属する月の直前の月の末日現在における従業者数(D)に、当該事業年度の月数(E)に対する当該廃止された事務所等が当該事業年度において所在していた月数(F)の割合を乗じて計算します（法57③II、法72の48⑤II）。

$$\text{計算式} \quad (D) \times \frac{(F)}{(E)}$$

※上記の計算式中の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とします（法57④、法72の48⑥）。

従業者数の補正が行われていない事例が見受けられましたので、ご注意ください。

事例 5	他社への出向者を従業者数に含めていた事例 他社からの出向者を従業者数に含めていなかった事例
-------------	--

分割基準の従業者とは、原則として当該事務所等に勤務すべき者で、給与等の支払を受けるべき者をいいます。勤務形態や実際の給与等の支払の有無に関わらず、給与等の支払を受けるべき労務等を提供している者を含みます（規則6の2の2①）。

出向者の場合は、出向元法人が給与等を支払っているため、勤務先である出向先法人の従業者数に含めていない事例が見受けられますが、出向者は勤務先である出向先法人の従業者数に含めます。

分割基準の従業者を算定する際には、事業年度末日における他社への出向者は従業者数から控除し、他社からの出向者は従業者数に含めます（通知9の1(2)）。

他社への出向者を従業者に含めていた事例や、他社からの出向者を従業者数に含めていない事例が多く見受けられました。申告の際にはご注意ください。

事例 6	事務所等の数の算定が誤っていた事例
-------------	--------------------------

事務所等の数は、事業年度に属する各月の末日現在における事務所等の数を合計した数値です（法72の48④Ⅱ）。つまり、1つの事務所等が事業年度（1年間）を通じて存在している場合、事務所等の数は「1」ではなく「12」となります。

なお、当該事業年度中に、月の末日が到来しない場合は、当該事業年度終了の日現在における事務所等の数となります（法72の48④Ⅱ）。

事務所等の数について、各月の末日の事務所数の合計ではなく、事業年度末日の事務所数を算定している事例が見受けられました。申告の際にはご注意ください。

事例 7**事務所等の新設・廃止があった場合に、事務所数の算定が誤っていた事例**

事業年度の途中において、事務所等の新設・廃止があった場合の事務所等の数は、事業年度に属する各月の末日現在における、それぞれの事務所等の数を合計した数値となります。

また、同一市町村内に複数の事務所等がある場合は、それぞれを1つの事務所等として扱います。市町村の範囲をもって1つの事務所等として扱いません。

したがって、事業年度の途中において事務所等を移転した場合は、同一市町村内での移転であっても、移転前の事務所等（廃止した事務所等）と移転後の事務所等（新設した事務所等）をそれぞれ1つの事務所等として扱います。なお、従業者数の補正も必要となります（通知9の10(2)）。

廃止した事務所等と新設した事務所等について、それぞれ各月末日の事務所数の合計を算定していない場合や、同一市町村内にある複数の事務所等を1つの事務所等として扱っている事例が見受けられました。申告の際にはご注意ください。

事例 8

設置期間 6 か月以上の現場事務所を事務所等の数に含めていなかった事例

地方税法上の事務所等と認められるためには、その場所において行われる事業がある程度の継続性をもったものである必要があるため、2、3 か月程度の一時的な事業の用に供する現場事務所等は事務所等の数に含めません。(通知第 1 章 6 (2))

ただし、建設工事における現場事務所等については、その設置期間が 6 か月以上のものは事務所等の数に含める必要があります。(内かん) ※

建設工事に係る現場事務所を前期とあわせて通算 6 か月以上設置していたのに事務所等の数に含めていない事例や、仮設であるという理由のみで地方税法上の事務所の該当性を検討していない事例が見受けられました。申告の際にはご注意ください。

※ 「内かん」 … 法人住民税及び法人事業税における事務所又は事業所の意義について

(昭和 61 年 4 月 1 日 各道府県総務部長、東京都総務局長、東京都主税局長あて 自治省税務局府県税課長、自治省税務局市町村税課長内かん)

法人住民税及び法人事業税における事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)の意義につきましては、依命通達においてその定めがされているところであり、事務所等と認められるためには、その場所において行われる事業がある程度の継続性をもったものであることが必要とされることから、たまたま二、三カ月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所等は事務所等の範囲に含まれないものとされているところですが、二、三カ月を超えるものであっても、建設工事に係る現場事務所等、すなわち、建設工事現場で行われる工事の施工、指揮及び管理に欠くことのできない工程管理、出来高確認、連絡又は打合せのみを行うもので、明らかにその設置期間が半年に満たない仮設のものについては、仮に机等が配置されている場合でも、事務所等の範囲に含めないものとして取り扱うことが適当と考えるので、よろしくお取り扱い下さい。

また、この取り扱いについては、昭和 61 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について行うことが適当と考える。

おって、貴管下市町村に対してもこの旨周知徹底されたくお願い申し上げます。